

通話内容自動録音装置を貸し出します

警告メッセージ付き、通話内容自動録音装置を貸し出します。
着信前に「この電話は振り込め詐欺などの犯罪防止のため、
会話内容が自動録音されます。」とアナウンスで警告し、
犯罪を抑止します。



- 受付開始 平成29年10月2日（月）
- 対象 若狭町に住民票がある方（1世帯1台限り）
- 貸出期間 1年間
- 費用 装置の貸出費用は無料
電気代等、装置の設置・維持管理費は自己負担
- 申込方法 申請書を役場環境安全課へ提出ください。
申請書は環境安全課、上中サービス室にあるほか、
役場ホームページからダウンロードできます。
- その他 お使いの電話環境によっては設置できない場合があります。
緊急通報装置との併用はできません。
台数に限りがあるため、希望者多数の場合は先着順とします。
設置後はアンケート調査にご協力いただきます。



接続イメージ

